

Title	性犯罪者の釈放と電子監視： 韓国における電子監視制度の分析を中心として
Sub Title	Release of Sex Offenders and Electronic Monitoring: Analysis of GPS Monitoring System in Korea
Author	太田, 達也(Ota, Tatsuya)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2009
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.82, No.1 (2009. 1) ,p.211- 259
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20090128-0211

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

性犯罪者の釈放と電子監視

——韓国における電子監視制度の分析を中心として——

太田達也

- I 本稿の目的
- II 立法の背景と経緯
 - 1 韓国における性犯罪の動向
 - 2 性犯罪者対策の動向
 - 3 立法の経緯
- III 韓国の電子監視制度の概要と特色
 - 1 制度の目的
 - 2 電子監視命令の法的性格
 - 3 電子監視命令の対象（要件）
 - 4 電子監視命令の期間
 - 5 電子監視命令の請求手続と決定機関
- IV 施行状況と再犯
 - 1 適用事例
 - 2 施行状況に対する暫定的評価
 - 3 再犯事例
- V 小括
 - 6 遵守事項
 - 7 電子監視命令の執行と受信情報の利用
 - 8 電子監視命令の仮解除と終了
 - 9 仮釈放及び執行猶予対象者等に対する電子監視
 - 10 電子監視を巡る韓国での議論

I 本稿の目的

二〇〇四年に奈良で発生した女子児童誘拐・殺人事件を契機として、我が国における性犯罪防止対策の遅れが指摘され、特に子どもを性犯罪被害から守るための施策の整備が急務とされるようになった。性犯罪対策には、性犯罪者DNAデータベースの構築など新たな捜査手法の導入や地域における防犯体制の構築など様々な内容が考えられるが、奈良の事件が性犯罪の前科者による犯行であったことから、性犯罪者の再犯防止策が重要な課題の一つとされている。⁽¹⁾ 海外では刑事施設などにおける性犯罪者の処遇プログラムが実施されていることから、我が国でも、こうした海外での取組みを参考にしながら、二〇〇六年から認知行動療法に基づいた性犯罪者処遇プログラムを刑事施設と保護観察所において実施している。⁽²⁾

さらにアメリカなどでは、通称メーガン法と呼ばれる法律が連邦や州で制定され、一定の性犯罪者の受刑歴情報と居住地情報を公開又は通知することで性犯罪の予防を図る施策が講じられているほか、最近は人工衛星を使った全地球測位システム (Global Positioning System: GPS) による性犯罪者の電子監視が導入されている。

そうしたところ、隣国の韓国においても、二〇〇七年四月二十七日、GPSにより性犯罪者の行動を追跡する「特定性暴力犯罪者に対する位置追跡電子装置装着に関する法律」(二〇〇七年法律第八三九四号) (以下、法又は本法という。) が成立し、施行前の法改正によって、当初の予定よりも早い二〇〇八年九月一日から施行されている。

GPSを用いた性犯罪者の電子監視については、再犯防止効果や犯罪者の人権保障といった観点からの議論が行われているところであり、日本ではその導入に消極的な意見が支配的であるように思われるが、自民党が二〇〇八年に公表した「世界一安全な国をつくる八つの宣言」においてGPS電子監視制度の検討が課題に盛り込ま

れ、また法制審議会でも審議が行われるなど、その導入可能性を検討する動きも出てきている。⁽³⁾

こうした強硬な制度の導入を模索する前に検討しなければならぬ政策課題は多いが、GPS電子監視についても、諸外国の運用状況や問題点などを踏まえながら、その功罪をきちんと言極めておくことの意義はあろう。特に、今回、欧米に比べ法制や社会的背景が日本と比較しやすい韓国において、性犯罪者の電子監視制度が導入されたことは注目に値する。

また、我が国でも近時ようやく性犯罪者の本格的な処遇が実施に移されるようになったとはいえ、性犯罪者を矯正施設からどのような形で社会に戻し、また社会の中で如何なる指導監督を行うのかという、性犯罪者の釈放の在り方については、これまで十分な検討が加えられてこなかったことは事実である。電子監視制度も、単にその制度の是非という狭い観点からではなく、より広い見地から性犯罪者の釈放制度を模索するための一つの可能性として検討しておく必要があるように思われる。そこで、本稿では、韓国の性犯罪者電子監視制度の概要を紹介し、⁽⁶⁾その特徴と運用状況の分析を行うことで、将来の議論のための素材を提供することとしたい。

なお、本法では、電子監視には位置追跡、裁判所が性暴力犯罪者に対し言い渡す処分には電子装置装着命令という表現が用いられているが、本稿では前者を単に電子監視と言ひ、後者の裁判所の処分を電子監視命令と呼ぶことにする。

II 立法の背景と経緯

1 韓国における性犯罪の動向

韓国において電子監視のような性犯罪者に対する強力な政策を採るに至った背景には、同国における性犯罪の

深刻な状況がある。検察庁の統計によれば、二〇〇七年の強姦及び性暴力特別法違反の認知件数は一万三、六四三件にも及んでおり、これは一九九七年の七、一二〇件の約二倍にも達している。⁽⁸⁾ この中には強制わいせつも含まれているものと思われるが、それでも我が国の強姦及び強制わいせつの認知件数の合計が一万件強であるから、⁽⁹⁾ 韓国の人口が我が国の三分の一であることを考えると、韓国における性犯罪者の発生率が如何に高いかがわかる。また、過去一〇年間の認知件数の増加も著しい。

裁判所における事件処理結果を見た場合、我が国の二〇〇七年におけるわいせつ、姦淫及び重婚の罪に対する有罪(自由刑言渡し)人員は二、三八二名であるのに対し、⁽¹⁰⁾ 韓国における二〇〇七年の第一審の強姦及び強制わいせつの有罪(自由刑言渡し)人員は一、三二三名となっている。⁽¹¹⁾ 検察統計ほど日本との開きがないが、人口比では日本より高い数値となっている。

また、強姦を含む性犯罪の被害者の年齢構成では、三一・一%が二〇歳以下となっており、一二歳以下の被害者も七・八%となっている。⁽¹²⁾ 我が国の強姦と強制わいせつを併せた被害者の年齢構成では、二〇歳以下が五〇・八%、一二歳以下が一〇・五%であるから、⁽¹³⁾ 児童が被害者となる事件の割合は日本よりも低いが、性犯罪被害者の約三分の一が未成年であるという事実はやはり深刻である。

一方、性犯罪者中の前科者率は六一・七%と過半数を超えており、前科者のうち前科五犯以上の者も二二・三%を占めているが、⁽¹⁴⁾ 前科者のうち同種前科のある者は一四・五%に過ぎず、八五・五%は異種前科があるに過ぎない。ただ、再犯期間を比べると、一年以内に再犯に及んだ者の割合は、同種前科のある性犯罪者が四三・四%であるのに対し、異種前科しかない者は二八・〇%と、性犯罪前科者の方が再犯期間が短くなっている。

被害者別に性犯罪者の再犯傾向をみると、成人を被害者とする性犯罪者の方が児童や青少年を被害者とする性犯罪者より前科者の割合がやや高く、前科六犯以上の多数前科者の割合も成人を被害者とする性犯罪者の方が高

いが、同種前科は、成人を被害者とする性犯罪者より、青少年や児童を被害者とする性犯罪者の方がやや高くなっている。⁽¹⁵⁾

性犯罪者の再犯を巡っては、日本でも、法務総合研究所の調査によって、一三歳未満の被害者がいる出所受刑者の出所後五年間の性犯罪再犯率は一三歳未満の被害者がいない出所受刑者の性犯罪再犯率より高率となっているものの、一犯目が性犯罪である者の再犯率は他の罪種に比べ、特に高いわけではなく、同種再犯率となると更に低いことが分かっている。⁽¹⁷⁾

このように、韓国では性犯罪の件数が非常に多いものの、我が国の調査で明らかにされているように、性犯罪者の再犯率だけが突出して高い訳でない。しかし、そうした状況のなか、韓国では、二〇〇〇年前後から女子児童を対象とした強姦殺人事件が多発して性犯罪が社会問題と化し⁽¹⁸⁾、効果的な性犯罪者の再犯防止策が求める声が市民や国会議員の間で高まり、これが性犯罪者に対する身上情報登録・閲覧制度やGPSを用いた電子監視が制度化される契機となった。

2 性犯罪者対策の動向

(1) 保安処分としての治療監護処分

韓国では、一九八〇年に制定された社会保護法（一九八〇年法律第三二八六号）に基づき、常習犯や集団犯を保護監護所と呼ばれる施設に収容して、社会復帰に必要な職業訓練や作業を行わせる保護監護処分と、精神障害、薬物依存、アルコール依存をもった犯罪者を治療監護所に収容し、治療を行う治療監護処分、それに保護監護所や治療監護所を退所したあと、社会内で指導を行う保護観察処分の三種類の保安処分が導入されていた。⁽¹⁹⁾ 性犯罪者に対しても、実数こそ少ないものの、毎年、一定数の者がこれらの保安処分の対象となっていたが、保護監護⁽²⁰⁾

処分は大半が刑罰との併科であり、事実上の二重処罰に近く、処遇上の差も少ないため、人権侵害であるとの主張が強まり、二〇〇五年の社会保護法廃止により保護監護処分が廃止され、治療保護処分と保護観察処分だけを規定する治療監護法(二〇〇五年法律第七六五号)が制定された。

しかし、性犯罪者対策の必要性が叫ばれるようになったため、本法の改正と時期を同じくして、治療監護法が改正され(二〇〇八年六月二三日第九一一号)、小児性嗜好症や性的加虐症など性的性癖のある、禁錮以上の刑に当たる性暴力犯罪を犯した者は、精神的障害者として治療監護処分の対象となり、全国に一箇所、公州に設置されている治療監護所に収容して、治療と教育を行うこととなった。

社会保護法に基づく治療監護処分は、収容期間の上限が定められていなかったが、二〇〇五年の治療監護法制定の際、心神喪失又は心神耗弱に該当する(精神疾患の)精神障害者については一五年、薬物やアルコール等依存者については二年という上限が設けられていたところ(一六条二項)、二〇〇八年の改正により性犯罪者が同処分の対象となった際、性犯罪者についても、精神障害者と同様、施設への収容期間の上限は一五年とされた。さらに、治療監護処分対象者が仮終了又は治療監護委託により施設から退所した後も、社会内で三年間に亘り保安処分としての保護観察が行われる。

本稿で考察する韓国の電子監視についても、社会における性犯罪前科者の行動をGPSで最長一〇年まで追跡することができるという強力な法的手段であるが、治療監護法に基づく治療監護処分も、一定の性犯罪者を一五年まで身柄を拘束して治療を行うことができ、更に退所後も三年間に亘って保護観察を行うという点では、これにも増して強力な法的措置である。

(2) 性暴力犯罪関連特別法

韓国には、強姦罪や強制わいせつ罪など刑法犯としての性犯罪以外に、特別法の中にも加重類型としての性犯罪が数多く規定されている。その典型が一九九四年に制定された性暴力犯罪の処罰及び被害者保護に関する法律（一九九四年法律第四七〇二号）であり、刑法上の強姦罪の法定刑が三年以上の懲役（刑法二九七条）、強盗強姦罪は無期又は一〇年以上の懲役（三三九条）であるのに対し、同法には、特殊窃盗・住居侵入強姦罪（無期又は五年以上の懲役、五条一項）、特殊強盗（夜間住居侵入強盗）強姦罪（死刑、無期又は一〇年以上の懲役、五条二項）、凶器携帯・二人以上による特殊強姦罪（無期又は五年以上の懲役、五条）、一三歳未満の者に対する強姦罪（七年以上の懲役、八条の二）など加重処罰の規定が置かれているほか、告訴や保護観察の特例、被害者の保護や相談についても定めがある。この法律は、制定後度々改正が行われてきているが、二〇〇七年一月二月に安養（アンニャン）市で二人の小学生等が強姦のうえ殺害された事件を契機として、二〇〇八年六月二三日、一三歳未満の者に対する強姦致死罪の法定刑を、刑法上の無期又は一〇年以上の懲役から、死刑、無期又は一〇年以上の懲役とするなどの改正法が成立している（二〇〇八年法律九一一〇号）²¹。

また、刑法犯の加重処罰を定めた特別刑法の中では特定犯罪加重処罰等に関する法律（一九九六年法律第一七四四号）が最も古いものであるが、このなかには未成年者略取・誘拐の際に一定の行為を行った者を加重処罰する規定が置かれているし（五条の二）、一九九〇年の特定強力犯罪の処罰に関する特例法（一九九〇年法律第四二九五号）においても、強姦や強制わいせつを含む一定の犯罪を「特定強力犯罪」と定め、累犯加重（三条）や執行猶予の要件（五条）について、刑法より厳しい内容の規定を置くとともに、証人や被害者の保護についても定めている。

さらに、二〇〇〇年に制定された「青少年の性保護に関する法律」（当時二〇〇〇年法律第六二六一号）は、一九歳未満の青少年を対象とする性犯罪の処罰の特例と被害青少年の支援並びに売春行為をした青少年の保護処分

手続を定めるほか、青少年を対象とする性犯罪者の身上公開と情報閲覧の制度を導入した法律であるが、ここには青少年を対象とした強姦（五年以上の懲役）等の加重処罰規定が置かれている（七条）。

(3) 身上情報登録・閲覧制度

二〇〇〇年に「青少年の性保護に関する法律」（二〇〇〇年法律第六二六一号）が制定され、満一九歳未満の青少年に対する強姦や強制わいせつ等の性暴力犯罪のほか、青少年に対する買春や人身売買で有罪が確定した者の氏名・年齢・生年月日・職業・住所（市・郡・区まで）及び犯罪事実の概要が一般に公開されるようになり、身上公開制度と呼ばれた。⁽²²⁾ 二〇〇一年八月三日に第一回の公開で一六九名の性犯罪者の身上が公開され、爾来、二〇〇七年一月の第一三次公開までに計六、一五九名の身上公開が行われてきた。⁽²³⁾

しかし、注意しなければならないのは、この身上公開制度自身は、アメリカにおけるメーガン法のような危険な性犯罪者が釈放された後の居住地で住所登録させ、その危険性のレベルに応じてその情報を一般公開したり、教育関係機関に提供したりする制度とは異なり、有罪判決が確定した時点で、性犯罪者の氏名等の個人情報を開示することによる犯罪抑止効果を主たる目的としたものであることである。公開される住所も、裁判時点での、しかも大凡の住所であつて、将来、刑事施設から釈放されたときの帰住先住所ではない。

しかし、そうしたところ、二〇〇五年の同法一部改正により（二〇〇五年法律第七八〇一号）、身上公開制度は維持しつつ、一定の性犯罪により二回以上禁錮以上の実刑を受け、その全部又は一部の執行を終わり又は免除を受けた者で、性犯罪の再犯を犯す危険性があると認められる者には氏名、生年月日、職業、住所、写真を国家青少年委員会（警察に委託）に登録させ、その情報を五年間保存し、被害者や教育関連機関の長に閲覧を認める身上情報登録・閲覧制度が創設されるに至った。さらに、二〇〇七年八月の一部改正により（二〇〇七年法律八六

三四号)、六年余りに亘って実施されてきた身上公開制度が最終的に廃止され、その後も身上情報登録・閲覧制度が二度に亘って改正されている。現在の制度は、性犯罪により有罪判決を受けた者、一三歳未満の者に対する性犯罪で有罪が確定した者、裁判所によって閲覧命令を言渡された性犯罪者に、警察署又は刑事施設で住民登録番号、住所、職業、写真、所有車輛の登録番号を登録させ、当該情報を一〇年間保存して、登録対象者の住所を管轄する市・群・区に居住する青少年の法定代理人又は教育関連機関の長に閲覧を認めるものとなっている。

これら一連の法改正によって、韓国でも、性犯罪者の居住地を含む情報の事実上の一般公開に近い制度に改められたわけであり、アメリカのメーガン法に近づく形となった。さらに、この青少年の性保護に関する法律により、元性犯罪者に対する刑の確定後一〇年間、教育関連機関に就職したり、これを運営したりすることを禁止し、これに反して就業・運営した者の解職を要求することのできる制度も導入されており(四二条乃至四四条)、憲法上の職業選択の自由に対し一定の制限を加えるという非常に強硬な制度も採用されている。

(4) 外出制限命令と音声監督システム

韓国では、裁判所又は保護観察審査委員会が、保護観察附執行猶予や仮釈放後の保護観察を決定する際、一定時間の外出を制限する特別遵守事項を課すことができ、外出制限命令と呼ばれている。アメリカにおける自宅拘禁 (house arrest) と似た機能をもつが、韓国の場合は、アメリカのように単独の制裁として科すか、プロベーションに付随して課すものではなく、保護観察における特別遵守事項として課される点で異なる。また、アメリカの場合、自宅拘禁には、夜間のみ外出を制限するもの (curfew)、仕事や学校等の時間帯以外の外出を禁止するもの (home confinement, home detention)、裁判所への出廷や処遇など裁判所が許可した時間帯以外の外出を原則として二四時間、自宅からの外出を禁ずるもの (home incarceration) の三つのレベルがあるが、韓国の制度は、こ

のうちの夜間外出制限に近く、外出禁止の時間帯と外出制限の期間を決めて言い渡している。

アメリカでこの制度が実際に活用されるようになったのは、一九八〇年代から電話やコンピュータを用いた自動監視の技術が開発され、監督者を用いずとも、遠隔的且つ自動的に監視が可能になったからであり、これが第一世代の電子監視として、一般に受動システム (Passive system) と呼ばれている。韓国でも、外出制限命令制度の施行にあたり、外出が禁止されている時間帯内にコンピュータが対象者宅の有線電話に対し無作為に電話をかけ、声紋分析、本人確認のための設問、電話発信地確認を通じて在宅確認を行う音声監督システム (CVS: Curfew Supervising Voice Verification System) が開発されてくる。二〇〇三年三月から二〇〇四年二月までの試験実施を経て、二〇〇五年から全国三五箇所の保護観察所に拡大したところ、同年中に二、八五七名が対象となり、その再犯率は三・六%と、一般保護観察対象者の七・五%の半分以下であったことが報告されている。⁽²⁴⁾

しかし、この外出制限命令は、元来、夜間同居侵入、強盗、窃盗、売・買春など夜間における犯行の可能性が高い犯罪者が対象者として想定されていたが、⁽²⁵⁾試験実施の結果、対象者の九七%が少年であり、八割が窃盗と暴力事犯であったことから、韓国法務部は、二〇〇六年から、対象者を成人や性暴力犯罪者に対し積極的に適用していくよう保護観察審査委員会に指示するとともに、法院にも広報を行うなど、制度の適用拡大を図っている。

このように、韓国では、様々な性犯罪対策に加え、性犯罪者の被害者保護策も講じられてきており、今回の電子監視制度もそうした従来からの諸施策に加えて導入されたものであって、唐突に電子監視制度のみ導入したわけではない。このことは我が国における電子監視制度やその他の性犯罪対策を論ずる上でも十分留意する必要がある。しかし、近時、韓国でも、重大性犯罪事件の続発を背景に、治療監護処分対象者に対する化学的去勢に関する法案提出など、⁽²⁷⁾非常に強硬な性犯罪対策を含む種々の提案がなされており、今後の動向が注目される一方、制度の評価に当たっては慎重を期する必要がある。

3 立法の経緯

本法は、ハンナラ党の議員が中心となって提出した法案による議員立法である。法案は、二〇〇五年七月一日、同党のパク・セファン議員ほか九五名によって第二五回国会に提出され（以下、二〇〇五年法案と呼ぶ）、法制司法委員会を経て、法案審査の小委員会に回付されたが、人権や実効性に対する批判もあって、継続審査となったままとされていた。しかし、二〇〇六年二月に龍山（ヨンサン）で発生した小学生強姦殺人事件等を契機として審議が再開されることとなり、二〇〇七年三月二十九日、第二六回国会における小委員会で法案が修正の上議決され、翌日には親委員会も通過して、同年四月二日の国会本会議において修正法案が可決成立し、四月二十七日に法律第八三九四号として成立した（以下、二〇〇七年法と呼ぶ）。

当初の法律では、施行は公布の一年六月が経過した日とされ、二〇〇八年一〇月二十八日の施行が予定されていたところ、二〇〇七年一二月から翌三月にかけて安養（アンニャン）や濟州（チエジュ）道、一山（イハサン）において幼い児童を対象とする強姦殺人事件等が発生したことを受け、二〇〇八年四月二十四日、本法の法案提出者であるパク・セファン議員等二一名によって本法の一部を改正する法律案が第二七二回国会に提出され（以下、二〇〇八年法案と呼ぶ）、約一か月のスピード審議で小委員会と委員会を一部修正の上通過し、同年五月二二日に本会議で可決され、六月一三日、法律第九一一二号として公布された。この一部改正法により、施行日が早められ、二〇〇八年九月一日から施行されることとなった（以下、二〇〇八年法と呼ぶ）。

二〇〇八年に行われた法施行前の改正は、一部改正とは言え、電子監視期間の拡大、特別遵守事項と違反時の刑事処罰規定の新設、性犯罪者を公訴提起しない場合の電子監視命令の独立請求制度の削除など、大幅な制度改正となっている。

Ⅲ 韓国の電子監視制度の概要と特色

1 制度の目的

法は、その目的規定において、「性暴力犯罪者の再犯防止と性行の矯正を通じた再社会化のため、その行跡を追跡し、位置を確認することができる電子装置を身体に装着するようにする付加的な措置を取ることによって性暴力犯罪から国民を保護することを目的とする」(第一条)と定め、電子監視の目的が、性暴力犯罪者の監視による再犯防止だけでなく、性格の矯正を通じた再社会化にもあることを明らかにしている。

二〇〇五年法案が、「この法は、懲役刑を宣告された特定性暴力犯罪者がその刑期を終えた後、同じ犯罪を再び犯すことを予防するため、その行跡を追跡、位置を確認することができる位置追跡電子装置を身体に装着させる付加的措置を取ることにより、その性暴力犯罪から国民を保護することを目的とする」とだけ規定し、性犯罪者の処遇ではなく、単に性犯罪者の社会内での監視による国民の保護を目的としていたことと比べると、こうした立法目的がより明確となろう。

国会に提出された法案に対する検討報告書においても、既に、法案は「社会防衛を目的とする」という点は明白であるが、保安処分異なる目的である犯罪者に対する教育・治療又は再社会化の効果を意図している点に対しては、法文だけからは、その趣旨が明白でない⁽²⁹⁾ことが指摘されているが、国会司法法制委員会における審議の結果、懲役刑の執行を終えた電子監視命令対象者に対する保護観察官の指導・援護が可能となるなど、電子監視を実質的な犯罪者処遇の制度とするための修正が施されている。さらに、二〇〇八年の一部法改正では、裁判所が電子監視命令を言い渡す場合、外出制限や立入禁止のほか、性暴力治療プログラムの履修など、対象者が履行しなければならぬ特別遵守事項を課することができるものとされるなど(法九条の二)、処遇制度としての性格が

強められている。

2 電子監視命令の法的性格

本法に基づき裁判所が言い渡す電子監視命令は、保安処分である。法案の国会審議の過程でも、「犯罪者の再犯を防止するための保安処分的性格が強い点に留意しなければならない」として、本法による電子監視命令が、社会の安全と犯罪者の教育・治療又は再社会化を企図する保安処分であることが明確に打ち出されている。³⁰⁾成立した法においても、電子監視命令の要件として、性暴力犯罪を再び犯す危険性が要求されているし(法五条一項)、電子監視命令を宣告する場合でも、性暴力犯罪被告事件への量刑に有利に解釈されてはならないとされているのも(法九条五項)、本命令の保安処分としての性格故である。また、後述する電子監視命令の要件も、廃止された社会保護法に基づく保安処分としての保護監護処分の要件に酷似している。

我が国ではこうした保安処分に対する批判や懐疑論が根強いが、前章で紹介した通り、韓国では、諸外国同様、罪を犯した者のうち、再犯の危険性が高く、特別な教育や治療が必要と判断される者に対する保安処分が制度化されており、今回の電子監視命令についても、こうした既存の法制度の背景があつてこそ、成立し得たと言つても過言ではない。

一方、本法では、裁判所が刑の言渡しとともに科す電子監視「命令」とは別に、仮釈放者や執行猶予者で保護観察の対象となつた者に対する電子監視の制度を定めているが、これは保安処分ではなく、刑罰の執行における付随的な措置であると考えられる。このように本法に基づく電子監視には、保安処分としての電子監視「命令」と、刑罰の付随措置としての電子監視という、異なる法的性質のものが混在していることに注意する必要がある。

3 電子監視命令の対象 (要件)

電子監視命令は、罪種と前科による形式的要件と、再犯の危険性という実質的要件を具備する必要がある。

(1) 形式的要件―罪種

まず、形式的要件たる罪種については、法が定める強姦、強制わいせつ、強姦致死傷、強盗強姦、一三歳未満の者に対する姦淫など「性暴力犯罪」が対象となっている(法二条一項)。性犯罪に限って電子監視命令の対象とする理由としては、海外における電子監視制度の展開や韓国における重大性犯罪事件の発生といった背景に加え、性犯罪者の再犯可能性の高さが挙げられている。⁽³¹⁾

アメリカにおける電子監視のうち、電波発信機と電話機による受動システム (Passive system) を用いた自宅拘禁は、元々、自由刑の代替として発展してきたこともあって比較的軽微な犯罪者を対象とするのに対し、近年のGPSを使った電子監視の能動システム (active system) は特定性犯罪者など重大犯罪者を対象とするものであり、韓国の電子監視もこの流れを汲むことから、対象を性犯罪に限定している。しかし、そうであるとすれば、わいせつや姦淫目的の略取・誘拐の罪(韓国刑法二八八条一項)も対象に加えるべきであろうが、この点は立法上の不備であろう。

(2) 形式的要件―前科・複数犯行

法は、電子監視命令(請求)の要件として次の四つの場合を定めている(法五条一項)。

- 一 性暴力犯罪で二回以上懲役刑の実刑を宣告され、その刑期の合計が三年以上である者が、その執行を終了した後又

は執行が免除された後五年以内に性暴力犯罪を行ったとき

二 この法による電子装置を装着された前歴のある者が再び性暴力犯罪を行ったとき

三 性暴力犯罪を二回以上犯し、その習癖が認められるとき

四 一三歳未満の者に対して性暴力犯罪を行ったとき

一号と二号は、性暴力犯罪による前科や性暴力犯罪による電子監視の前歴を要件としている。三号の二回以上の性暴力犯罪という要件は、性暴力犯罪による刑の確定や執行が必要とされていないことから見て、検査までに性暴力犯罪を複数回行っていた併合罪の場合が想定されているものと思われる。但し、この場合には、性暴力犯罪の「習癖」が認定される必要がある。これら一号から三号までの要件は、廃止された社会保護法に基づく保安処分としての保護監視処分の要件と酷似しており、これを参考にして設けられたものと思われるが、いずれも電子監視命令の要件に性犯罪の前科等を要求する点で共通している。

これに対し、四号の場合、一三歳未満の者に対して「性暴力犯罪」を行ったときには、こうした前科や前歴が必要なく、電子監視命令を科すことができる。子供に対する性犯罪は常習性・再犯性が高いとされていることから、一三歳未満の者に対する性犯罪には、前科を要件とせず、一度の犯行でも電子監視命令を可能としたものと思われる。なお、二〇〇五年法案では、一三歳未満ではなく、一九歳未満となっており、これに対して常習性や累犯性を要件としないのは過度な刑事制裁ではないかとの疑問も呈され、結局、国会審議過程で一三歳未満の者に対する性犯罪に限定する内容に修正された。³²⁾

また、同法案では、五号として、心神喪失者が懲役以上の刑に当たる罪を犯したとき、という要件が定められていたが、心神喪失者には電子監視の効果が期待できず、むしろ治療が優先されるべきとして、削除された。

(3) 形式的要件―被処分者の年齢

電子監視命令の対象は満一九歳以上の者に限られ、一九歳未満の者に対しては、電子監視命令を科すことができない(法四条)。二〇〇五年法案では、未成年者に対して電子監視命令請求をすることができない旨規定されていたが(二〇〇五年法案四条二項)、国会審議の過程で現行法のように修正された。ここで言う未成年者の定義は定かでないが、もし民法上の未成年を言うのであれば、韓国の場合、二〇歳未満の者が未成年者となっているため(韓国民法四条)、成立した本法よりも除外対象が広がったことになる。

本法における満一九歳という年齢基準は、韓国の場合、青少年の有害環境からの保護を定めた青少年保護法(一九九七年法律第五二九七号)や(二条一項)、青少年を対象とする性犯罪処罰の特例や被害青少年の保護、さらに青少年を対象とする性犯罪者の身上情報登録・閲覧などを定めた青少年の性保護に関する法律で用いられているものであり(二条一項)、これらの法律では一九歳未満の者を青少年と定めている。しかし、これらの法律では、いずれも一九歳に達する年の一月一日を迎えた者は青少年から除外するとしているが、電子監視の適用対象については、こうした成年擬制の規定は置かれていない。

(4) 実質的要件―再犯の危険性

検事は、先の前科等の要件に該当し、且つ、「性暴力犯罪」を再び犯す危険性がある場合に限り、電子監視命令の請求を行うことができ(法五条一項)、電子監視命令の要件として再犯の危険性が要求されている。二〇〇五年法案では、こうした実質的要件としての再犯の危険性は規定されていなかったが、国会審議の過程で出された修正案において追加されている。

4 電子監視命令の期間

電子監視命令の期間は一〇年以下とされ（法九条一項）、性暴力犯罪に対する刑の執行が終了するか、刑の執行が免除された日又は仮釈放された日から執行される（法一三条一項）。対象者が、刑罰ではなく、保安処分としての治療監護処分を受けている場合には、治療監護処分の執行が終了又は仮終了となる日から執行される（同）。

二〇〇七年法では、電子監視の期間は五年とされていたが、二〇〇八年法では一〇年に拡大されている。改正の背景には、立法の経緯のところでも述べたように、安養（アンニャン）や一山（イルサン）で発生した子供に対する性犯罪事件があるが、法務部も、特定性暴力犯罪の再犯性の高さと性犯罪の弊害を考慮すると、性犯罪者の再犯要因の除去や被害者の保護のためには五年という期間は短すぎるという改正意見を表明している。⁽³³⁾

国会審議の過程では、アメリカの電子監視期間が最高終身、オーストラリア（ビクトリア州）一五年、ニュージーランド一〇年、イギリス八年、フランス六年といった諸外国の立法例をも勘案しながらも、海外でも長期の電子監視が開始されて間もないため、対象者の不適応などについての研究が不足しているので、長期の電子監視には慎重にならないといけないという見解が学界にあることが指摘されている。⁽³⁴⁾しかし、結局、電子監視期間の拡大についての改正法案は、そのまま国会を通過し、現行の規定となっている。

なお、対象者が電子装置を身体から取り外すか、損傷するなどその機能を害した期間は、電子監視の期間に算入しない（三二条二項）。但し、保護観察対象者の電子監視の期間は、保護観察期間を超過することができない（同但書）。

5 電子監視命令の請求手続と決定機関

電子監視命令の請求権者は、検事である（法五条一項）。検事は、電子監視命令の形式的要件及び実質的要件に

合致すると判断するときは、性暴力犯罪被告事件を審理する地方裁判所に対し、公訴提起から第一審判決宣告までであれば電子監視命令の請求をすることができる(法五条二項、七条)。検事が電子監視命令の請求を行わない場合でも、裁判所が、公訴が提起された性暴力犯罪事件を審理した結果、電子監視命令を宣告する必要があると認める時には、検事に電子監視命令の請求を要求することができる(法五条三項)。

二〇〇五年法案では、現行法のように公訴提起に併せて電子監視命令を請求するほか、心神喪失者として韓国刑法一〇条一項の規定により罰することができない者で、懲役以上の刑に相当する性暴力犯罪を犯したときと、親告罪で告訴がないか、取り消され、公訴を提起しない場合においても、電子監視命令を請求することができるという、いわゆる電子監視命令の独立請求規定を置いていた(二〇〇五年法案九条)。これは、かつての社会保護法において、保安処分たる保護監護処分や治療監護処分を請求するときに、公訴提起と併せて請求する場合と、独立して請求する場合の双方を認めていたのに対応する。しかし、法案の独立請求制度に対しては、国会審議において、心神喪失者については再犯防止効果が期待しにくい対象者であり、むしろ治療が必要な犯罪者であるとし、また親告罪において告訴がない場合に被害者の意思を無視して電子監視命令を独立請求して、そのための裁判を行うことができるようにすることは、被害者の名誉感情を尊重するという親告罪本来の趣旨を半減させることが憂慮されるとの意見が出され、⁽³⁵⁾最終的にこの規定は削除された。もし、電子監視が対象者の行動監視だけを目的とするのであれば、独立請求を認め、心神喪失者に電子監視を行っても差し支えないように思われるが、心神喪失者にはむしろ医学的治療を優先すべきとの理由からこれを否定していることから、電子監視が単なる行動監視に止まるものではないと考えられていることが伺われる。

検事は、電子監視命令の請求を行うにあたり必要と認めるときは、保護観察所の長に、犯罪の動機、被害者との関係、心理状態、再犯の危険性など被疑者に関して必要な事項の調査を要請することができる(法六条一項)。

これも、二〇〇五年法案の時点では、検事が司法警察職員を指揮して必要な調査を行うことができるとされていたが（二〇〇五年法案七条）、国会審議の過程で、処遇制度としての性格を強め、電子監視の再犯防止効果を高めるための修正が施され、電子監視命令請求に際しての調査においても、保護観察所の長に対し調査を要請することができるよう改められている。

裁判所は、検事の請求に理由があると認める場合、性暴力犯罪被告事件の判決言渡しと同時に、判決で電子監視命令を言い渡さなければならない（法九条）。但し、性暴力犯罪被告事件に対し、無罪、免訴、公訴棄却、罰金刑、宣告猶予又は執行猶予の裁判を行うときには、判決で請求を棄却しなければならない（同二項）。しかし、性暴力犯罪者に対し、保護観察附の執行猶予を言い渡す場合には、保護観察期間の範囲内で期間を定め、遵守事項の履行有無の確認をするなどの目的で電子装置の装着を命じることができる（法二八条）。これは、二〇〇五年法案の国会審議の過程で、仮釈放対象者等に対する電子監視制度と共に追加されたものである。裁判所が電子監視命令を言い渡す点では、通常の電子監視命令と同様であるが、検察官の請求が必要ないことと、執行猶予に付された保護観察における遵守事項の履行確認を行うため、保護観察期間の範囲内で裁判所が定めて期間に限り電子監視を行うことができる点で異なる。従って、通常の電子監視命令は、自由刑の執行終了日又は仮釈放日等から一〇年を限度として行うことができるが、保護観察附執行猶予の場合、韓国では、一年以上五年以下の期間、刑の執行を猶予することができるが、原則として猶予期間が保護観察期間となるものの、裁判所が猶予期間の範囲内で保護観察期間を定めることができるため（刑法六二条一項、六二条の二第二項・三項）、電子監視の期間も一年以上五年以下と通常の電子監視命令の期間よりも制限されることになる。

6 遵守事項

裁判所は、電子監視命令を言い渡す場合、以下の遵守事項の一つないし複数を付加することができる（法九条の二）。

- 一 夜間など特定時間帯の外出制限
- 二 特定地域・場所への立入禁止
- 三 被害者等特定人への接近禁止
- 四 性暴力治療プログラムの受講
- 五 その他装着命令の宣告を受ける者の再犯防止と性行矯正のために必要な事項

この遵守事項の付加は、二〇〇八年法によって新たに導入されたものである。その趣旨は、従来の制度でも「性犯罪者に対する二四時間の常時位置追跡による心理的圧迫を通じた再犯防止に寄与するものと思われるが、より根本的な再犯防止には限界があるので、犯罪の起きやすい時間帯である夜間の外出制限、学校周辺など児童性犯罪が起きやすい地域に対する立入禁止、被害者への接近禁止等の特別遵守事項の付加を通じて、犯行機会を事前に遮断し、性犯罪者の性行矯正のための専門心理治療や教育プログラムの実施を通じ、性暴力犯罪の根本的解決策を並行して行うこと³⁶によって、再犯危険性が高い特定性暴力犯罪者から国民を保護しようとした本法律の制定目的を十分に活かすため」とされる。電子監視命令の執行中は、二〇〇七年法当時から、保護観察官が対象者の再犯防止と健全な社会復帰のため必要な指導と援護を行うものとされ、対象者の治療、相談施設での相談や治療など再犯防止のための必要な措置をとることができるものとされているが（法一五条）、より広範な付加的措置（処分）をとることができるようにするためだけでなく、こうした措置は対象者の権利や自由を制限する内容であるので、裁判所が電子監視命令の宣告時に遵守事項として付加することができるようにしたものと考えら

れる。しかし、そもそも、電子監視の創始国であるアメリカでは、自宅拘禁や社会内監督における立入禁止などを確保するための手段として電子監視が用いられるようになったものである。こうした外出制限や立入禁止などの措置がなければ、電子監視は単なる行動追跡と検挙の可能性を通じた心理強制による再犯抑止制度に止まるものとなってしまったため、むしろ二〇〇八年法の電子監視に伴う遵守事項制度の創設は当然の要請ということになる。

なお、二〇〇八年法案では、一号から四号までの遵守事項しか規定されていなかったところ、国会審議において、五号の包括規定を追加し、併せて、裁判所が複数の遵守事項を課すことができるように修正されている。

これら遵守事項の何れかに違反した場合は、処罰の対象となる。二〇〇八年法案の段階では、遵守事項違反に対しては、一律、三年以下の懲役又は一、〇〇〇万円以下の罰金に処するものとされていたが（二〇〇八年法案三九条）、改正法では、最終的に遵守事項の一号、三号それに五号の違反に対しては、一、〇〇〇万円以下の罰金に下方修正された（法三九条二項）。

7 電子監視命令の執行と受信情報の利用

電子監視命令の執行は、性暴力犯罪事件に対する刑の執行が終了するか免除若しくは仮釈放される日又は治療監視の執行が終了若しくは仮終了となる日、釈放直前に対象者の身体に電子装置を装着することによって執行する（法二三条一項）。

しかし、法は、「国家は、この法の執行過程で国民の人権が不当に侵害されないよう注意しなければならない」（法三条）との注意義務規定を設け、電子監視命令の執行においても、「身体の完全性を害しない範囲内でなされなければならない」（法二三条二項）と定めている。そのため、韓国では、当初、腕時計のような電子監視

の機器を開発していたが（いわゆる電子腕輪）、最終的には足首に装着する小型のブレスレットが採用され、外出時には、これと携帯電話のような位置追跡電波発信機を携帯するとともに、対象者の在宅確認と携帯発信器の充電機能をもつ在宅監視装置を自宅に設置することが求められる。

電子監視命令を受けた対象者は、裁判所が定めた期間中、昼夜、当該装置を装着し続けなければならず、もし身体から故意に分離したり、損壊・電波妨害・受信資料の変造その他の方法でその機能を害した場合、七年以下の懲役又は二、〇〇〇万ウォン以下の罰金に処せられる（法一四条、三八条）。

裁判所が言い渡した電子監視命令は、検事が執行の指揮を執り、保護観察官が執行するものとされている（法一二条一項）。さらに、保護観察官は、電子監視命令の対象者の再犯防止と健全な社会復帰のため必要な指導と援護を行うものとされており、医療機関での治療や相談などの措置を行う権限を与えられている（法一五条）。こうした保護観察官による指導・援護の職務と権限は、電子監視命令を、単なる監視制度としてではない、性暴力犯罪者の処遇制度としての性格を強化するため、国会審議過程で追加されたもので、二〇〇五年法案において、保護観察官は電子装置から発信される電波を受信し、その資料を保存する義務だけが規定され、それどころか却って保護観察官は対象者の「行為を統制してはならない」とされていた（二〇〇五年法案一九条）。

性暴力犯罪者の位置情報は保護観察所長が受信・保存し（以下、受信資料という）、基本的には、対象者の外出制限や立入ないし接近禁止など遵守事項の履行状況の確認や、保護観察官による指導・援護に用いられる。実務では、ソウル保護観察所に中央管制センターが置かれ、対象者が携帯する位置追跡電波発信機から送られる位置情報が衛星を通じて一分毎に当該センターへ送信され、立入禁止区域に侵入したりするとリアルタイムで全国の保護観察所の担当観察官の携帯端末（PDA）に情報が送信されることになっている。³⁷⁾ アメリカのように電子監視業務を民間企業に委託して行うことはしておらず、プロベーションなど社会内処遇の対象者は一定の費用負担

を求められるアメリカでは、電子監視の場合も対象者に費用負担があるが、韓国ではこうした制度や実務慣行はない。

受信資料は、保護観察所長に保存義務が課せられており、保護観察官による指導・援護に用いるほかは、対象者による性暴力犯罪の捜査や裁判、電子監視命令の仮解除やその取消しの審査に限って用いることができ、それ以外での閲覧・照会・公開が禁じられている（法一六条一項・二項）。検事又は司法警察官が、捜査目的で受信資料を閲覧・照会する場合は、裁判官が発付した捜索押収令状を提示しなければならない（同四項）。しかし、法には、「性暴力犯罪の嫌疑に対する捜査又は裁判資料として使用する場合」のほかは「閲覧、照会又は公開することができない」と規定されていることから、規定の文理解釈に拠る限り、電子監視命令による受信情報を捜査に用いることができるのは、性暴力犯罪の場合に限られ、性犯罪を伴わない殺人や強盗といった性暴力犯罪以外の捜査に電子監視からの受信資料を用いることは違法となる。

受信資料は、資格停止以上の刑又は法による電子監視を受けることなく電子監視命令を終了した日から五年が経過した時のほか、刑の消滅や恩赦によって刑の言渡しが無効となった場合には、廃棄しなければならない（同五項）。

8 電子監視命令の仮解除と終了

電子監視命令は、裁判所が言い渡した期間、執行されるのが原則であるが、法は、それ以前の時点での仮解除の制度を定める。申請権者は保護観察所長又は対象者若しくはその法定代理人で、申請は、電子監視命令の執行開始日から三月が経過した後、保護観察審査委員会に対して行う（法一七条）。

保護観察審査委員会とは、法務部長官（法務大臣に相当）の下に置かれ、仮釈放（少年受刑者のみ）や臨時退院

(仮退院に相当)とその取消し、保護観察の仮解除やその取消し、保護観察の要否などの審査・決定を行う行政委員会であり(保護観察等に関する法律第二章第一節)、高等検察庁の所在地であるソウル、大田、大邱、釜山、光州の五箇所³⁸⁾に置かれている。我が国の地方更生保護委員会に近いが、韓国の場合、成人受刑者の仮釈放の審査・決定は矯正本部³⁸⁾に置かれている。仮釈放審査委員会の所管事項であり、犯罪予防政策局³⁹⁾の下に置かれている保護観察審査委員会は少年受刑者の仮釈放や少年院收容者の臨時退院といったように、権限が二つの機関に分かれている点で異なる。委員は、高等検察庁の検事を委員長とし、判事、弁護士、保護観察所長、地方矯正庁長、刑事施設長、少年院長など五名以上九名以下の委員から成る。

電子監視命令仮解除の申請があると、保護観察審査委員会は、対象者の人格、生活態度、命令履行状況及び再犯の危険性に対する専門家の意見等を考慮し、必要なときには、保護観察所長に必要な事項を調査させ、又は対象者やその他の関係人を直接召還・尋問又は調査をして、最終的に仮解除の可否について判断し、対象者が「命令を継続執行する必要がない程度に改善され、再犯の危険性がないと認めるとき」、仮解除の決定をすることができる(法一八条)。しかし、電子監視命令の仮解除となった者が再び性暴力犯罪を行うか、住居移転状況の報告に応じないなど再犯の危険性があると判断されるときには、保護観察所長は保護観察審査委員会に仮解除の取消申請を行うことができ、委員会は、対象者の再犯の危険性が著しいと認められる時には仮解除を取り消さなければならぬ(法一九条)。電子監視命令の仮解除が取り消された場合、仮解除の期間は電子監視命令の期間に算入されず、裁判所が言い渡した期間から仮解除までに執行した期間を差し引いた残余期間、電子監視命令を執行する。

電子監視命令は、裁判所が言い渡した期間が経過するか、命令の仮解除となった者が、仮解除を取り消されることなく、残余期間を経過したとき、又は電子監視命令とともに言渡された刑が恩赦により失効した場合、執行

が終了する（法二〇条）。

9 仮釈放及び執行猶予対象者等に対する電子監視

(1) 仮釈放中の電子監視対象者

裁判所が電子監視命令を言い渡していない場合でも、性暴力犯罪により自由刑の実刑を言い渡された者が仮釈放となり、保護観察を受ける場合には、遵守事項の履行有無の確認等のため、仮釈放期間中、電子監視装置を装着する義務が課せられ、電子監視の対象となる（法二二条）。これは、二〇〇五年法案には規定されておらず、保護観察附執行猶予者対象者に対する電子監視とともに、国会審議の過程で追加修正された制度である。

本条による電子監視の最大の特徴は、裁判所が判決で言い渡す電子監視「命令」と異なり、裁判所の関与なしに、行政委員会の判断において仮釈放対象者に対し電子監視が行われる点にある。さらに、仮釈放対象者の中でも保護観察を受ける者だけが電子監視の対象となる。韓国の場合、成人受刑者の仮釈放については、矯正本部に設置されている仮釈放審査委員会が審理・決定していることは既に述べたが、仮釈放対象者については必要的に保護観察を行う日本と異なり、韓国では、仮釈放対象者は原則として保護観察を受けるものの、例外的に仮釈放委員会とは異なる犯罪予防政策局（旧・法務部保護局）に置かれる保護観察審査委員会が保護観察の必要性がないと認める場合には、保護観察を行わないことができる（韓国刑法七三条の二第二項⁴⁰）。つまり、仮釈放と保護観察が常に連動しているとは限らず、仮釈放となっても保護観察に付されない者がいるため⁴¹、こうした保護観察なしの仮釈放対象者は電子監視の対象とはならない。

ちなみに、韓国の場合、懲役又は禁錮の執行を受けている者が、行状が良く、改悛の状が顕著であるときには、無期刑においては一〇年、有期刑においては刑期の三分の一を経過した後、行政官庁により仮釈放することがで

きるところは我が国と同様であるが（韓国刑法七二条一項）、仮釈放期間は、無期刑の場合は一〇年（我が国は無期）、有期刑の場合は残刑期間とするが一〇年を超えることができない点で異なる（我が国は残刑期間）。

この仮釈放対象者に対する電子監視は、法第五条及び第九条が定める裁判所での電子監視命令の対象とならなかった性暴力犯罪者を対象としているが、それには大きく三つの場合が考えられる。一つは、本法が施行された二〇〇八年九月一日以前に判決が確定し、当時本法が施行されていれば電子監視「命令」の対象となったであろう性暴力犯罪者が、本法施行後に仮釈放となる場合である。本法施行前に自由刑が確定し、刑の執行を受けているものは、如何に法第五条一項所定の要件を満たそうと、仮釈放と満期釈放とにかかわらず、電子監視命令の対象とはならないが、そうなると本法を制定した目的である性暴力犯罪者の再犯防止と国民の保護が、今後、当分の間、刑事施設から仮釈放される性暴力犯罪者には図れないことになってしまう。そこで、二〇〇八年九月一日の法施行後に裁判所が科す電子監視「命令」制度とは別に、法施行後に刑事施設から仮釈放される性暴力犯罪者に対しては、これとは異なる電子監視を課す制度を設けたものである。しかし、今後は裁判において所定の要件が認められる性暴力犯罪者に対しては電子監視命令の言渡しが行われるようになるので、この種の対象者は、将来的には減るものと思われる。

第二の対象者が、裁判の時点では法が定める電子監視命令の要件を充足しなかったものの、仮釈放の時点ではこれを充足するような場合である。法第五条一項が規定する形式的要件については、裁判時と釈放時で変わることは原則としてない⁴²⁾ので、釈放時に要件充足の有無が変わり得るものとしては、同条本文の再犯の危険性と第四条の年齢条項である。しかし、前者の、裁判時には再犯の危険性が認定されなかったものの、仮釈放時には再犯の危険性が認められるという場合は、あり得ないとは言えないものの、そうした危険性のある受刑者を仮釈放にはできないであろうから、実際には余り想定し得ない。これに対し、年齢については、裁判時は一九歳未満であ

ったが、釈放時に二〇歳以上になっていれば、仮釈放時に電子監視の対象になることは十分に考えられる。韓国の場合、少年事件について検察官先議主義を採っており、少年被疑者についても検察官が起訴、不起訴、保護手続送致等の何れにするかを決する裁量権を有しており、当初より起訴される少年が少なくない。⁴³⁾

仮釈放における電子監視の第三の対象者は、本来的に法第五条一項が定める電子監視命令の対象とはなり得ない性暴力犯罪者である。法二二条一項は、電子監視命令を宣告されなかった性暴力犯罪者が仮釈放となり、保護観察を受ける場合は、電子監視を受けなければならないとだけ規定し、前科や再犯の危険性が要件とされていない。再犯の危険性が高いものはそもそも仮釈放にはならないであろうから、こうした要件を定めることは仮釈放の制度とは相容れないであろうが、前科については、仮釈放中の電子監視には要求されていないので、前科がなく、初犯者であろうとも対象となり得る。従って、仮釈放対象者で、しかも仮釈放後の保護観察期間という限定はかかるものの、その対象者は極めて広範囲に及び、果たしてここまで対象を広げてよいかは、韓国でさえも問題がある。

反対に、法二二条に基づく電子監視は、仮釈放者が対象であるため、裁判所によって電子監視命令の言渡しを受けなかった性暴力犯罪受刑者でも、満期釈放となる場合には、電子監視が行われない。再犯の危険性が高いのはむしろ満期釈放者であろうから、電子監視の対象を性暴力犯罪の仮釈放対象者全体にまで大幅に広げておきながら、満期釈放に対して何等の対応が予定されていないのは、制度論としての是非はともかく、均衡を欠く。初犯で一三歳以上の者に対し強姦を行った者は、裁判の時点での電子監視命令の対象にもなり得ず、この者が再犯の危険性があるため満期釈放になるときにも、電子監視は行われないことになる。

なお、性暴力犯罪により、刑罰ではなく、治療監護法に基づく保安処分たる治療監護処分を受け、治療監護施設から仮終了か治療委託として身柄の拘束を解かれる場合にも、治療監護処分の仮終了やその取消し等を審査・

決定する治療監護審議委員会により、電子監視を決定することができる(法二三条)。

(2) 期間と執行停止・執行終了

仮釈放対象者に対する電子監視は、保護観察官が執行する(法二四条)。一般の電子監視命令の執行とは異なり、検事の指揮は必要ない。仮釈放(又は仮終了若しくは治療委託)の日、釈放直前に対象者の身体に電子監視装置を装着するが、仮釈放(保護観察)期間中に遵守事項違反があり、対象者を留置する場合、電子監視の執行は停止される(同一項)。

仮釈放対象者に対する電子監視が終了するのは、仮釈放期間が経過するか、仮釈放が取消し又は失効したとき、恩赦により刑の言渡しが効力を失った場合、或いは、電子監視期間中に他の罪を犯し、禁錮以上の刑の執行を受けるに至った時の何れかである(法二五条)。

(3) 遵守事項

問題は、仮釈放対象者に対し電子監視を行う場合の遵守事項の内容である。法は、裁判所によって電子監視命令の言渡しがなされなかった性暴力受刑者が仮釈放となり、保護観察を受ける場合、「遵守事項の履行有無の確認等のため」、電子監視を行わなければならないものと定めている(法二二条一項)。しかし、この場合の電子監視には、遵守事項を定めた九条の二が準用されていないことから(法二七条)、同規定による遵守事項は課せられない。仮釈放後の保護観察の対象者には、一律、法定遵守事項が課せられるが、これは、定住と就労義務、善行保持と犯罪性を有する者との交際禁止、保護観察官の指導監督及び訪問を受ける義務、移転や旅行の届出義務に限られる(保護観察等に関する法律三三二条二項)。また、保護観察審査委員会が特別遵守事項を保護観察対象者

に課すことが可能であるが、それは大統領令で定める範囲に限られ（同三項）、再犯の機会や衝動となり得る場所への立入禁止、射幸的行為の制限、過度の飲酒の制限、濫用薬物の使用禁止、扶養など家族への責任履行とされている（保護観察等に関する法律施行令一九条。二〇〇八年六月二〇日大統領令第二〇八三〇号）。これ以外でも、「保護観察対象者の生活力、心身の状態、犯罪又は非行の動機、居住地の環境などからみて保護観察対象者が遵守することができる」と認められ、自由を不当に制限しない範囲内で、改善・自立の助けになると認められる具体的な事項」であれば、遵守事項を課すことは可能である（同条）。

我が国の場合、保護観察における特別遵守事項は、更生保護法が定める事項について、「保護観察対象者の改善更生のために特に必要と認められる範囲内において、具体的に定める」ものとして、法定事項該当性のほか、必要性和具体性の要件を定めているが（更生保護法五一条二項）、犯罪者予防更生法下においては「本人の自由を不当に制限しないものでなければならない」（仮釈放、仮出場及び仮退院並びに保護観察等に関する規則五条）とされていることもあり、一般に、法定事項に列挙されていない外出制限や接近禁止などの遵守事項は、対象者の自由制限の度合いが高いため、「その他指導監督を行うために特に必要な事項」として定めることができるとは考えられていない。

しかし、韓国の場合、保護観察を定めた法律や施行規則である大統領令からは明らかでないものの、大法院の裁判例規（改正二〇〇八年六月一九日第一二三六号⁴⁴）は、保護観察「対象者に付加する特別遵守事項は、（中略）対象者の罪質、性向等を考慮し、対象者の再犯を防止するのに必要な具体的で個別的な内容を追加しなければならぬ」として、日本と同様、必要性和具体性・個別性の要件を定めているが、それに続き、「保護観察期間中、毎日二〇時から八時の間、居住地の外に外出しないこと」、「保護観察期間中、自動車運転をしないこと」の二つを「例示」しており（八条三項）、外出制限を保護観察の遵守事項として付加することができる。従って、外出

制限は、保護観察対象者の「自由を不当に制限」するものではないと考えられていることになる。もつとも、この例規は裁判所の例規であり、裁判所が、刑事事件における宣告猶予や執行猶予、少年保護や家庭保護事件⁽⁴⁵⁾における保護処分を言い渡す場合における保護観察を念頭に置いていることから、理論的には行政委員会である保護観察審査委員会が決定する仮釈放後の保護観察における特別遵守事項でも必然的に同じことが妥当することにはならないが、第Ⅱ章第2節(4)で紹介した音声確認による夜間外出制限制度からも分かるように、裁判所が決定する執行猶予などに付加される保護観察のみならず、仮釈放に伴う保護観察においても外出制限や接近禁止などの特別遵守事項が可能となっている。この点は、我が国における特別遵守事項の在り方や電子監視の是非に関する議論において重要である。

(4) 保護観察附執行猶予対象者

裁判所は、性暴力犯罪により懲役又は禁錮の単純執行猶予に処するときには電子監視命令を言い渡すことにはきかないが(法九条二項四号)、保護観察附の執行猶予を言い渡すときは、遵守事項の履行の有無についての確認等のため、電子監視を命ずることができる(法二八条)。この保護観察附執行猶予対象者に対する電子監視命令制度も、仮釈放対象者と同様、二〇〇五年法案では規定されておらず、国会審議の過程で追加されたものである。しかし、これは、性暴力犯罪に対する裁判時に保護観察附執行猶予を言い渡すとき、裁判所が同時に電子監視命令を宣告するものであるので、裁判所の決定が必要ない仮釈放対象者に対する電子監視とは異なるし、電子監視命令を受けていない性暴力犯罪の受刑者が仮釈放となり、保護観察に付されるときには必要的に電子監視を行うのに対し、保護観察附執行猶予に対する電子監視命令は裁判所の裁量である。

ちなみに、韓国でも、日本と同様、三年以下の懲役又は禁錮を言い渡すときには、一年以上五年以下の期間、

刑の執行を猶予することができる（韓国刑法六二条⁴⁶）。保護観察附執行猶予対象者に対する電子監視の期間は、保護観察期間の範囲内で裁判所が定めた期間であるが（法二八条一項）、韓国の場合、執行猶予期間内で保護観察期間を定めることもできるので（韓国刑法六二条の二第二項）、電子監視命令の期間は、執行猶予期間の場合もあれば、そのうちの保護観察期間である場合や、さらにそれより短い場合もある。

執行猶予判決と同時に電子監視命令を言い渡すので、執行猶予判決が確定した時点から電子監視命令が執行される（法二九条）。それ以外は、自由刑の実刑の場合の電子監視命令の規定を多く準用しているので（法三一条）、共通する点が多く、電子監視命令の執行中、対象者の治療、相談施設での相談や治療など再犯防止のための必要な措置をとることができる点も同じであるが（法二八条二項）、仮釈放対象者に対する電子監視同様、前科や再犯の危険性が要件とされておらず、従って、性暴力犯罪で保護観察附執行猶予に処される場合であれば、再犯者（前科者など）に限らず、初犯者でもよいことになる。

10 電子監視を巡る韓国での議論

韓国の電子監視制度は、続発する児童に対する性犯罪などに対する国民的非難と緊急且つ強力な対策への要望が高まる中で、短期間に導入されることとなり、これに異を唱えることすら憚られるような社会的雰囲気すら漂う。

韓国の学界でも、在宅拘禁など第一世代の電子監視を前提とした議論においては、人権侵害、予算負担、対象者の範囲と適用段階、電子機器システムの信頼性、効果の有無、社会統制の拡大、国民感情など電子監視の一般的问题点を指摘しながらも、保釈、週末拘禁、外部通勤、集中的保護観察、仮釈放などにおける導入可能性を模索すべきとする見解が多く、電子監視の制度に対し全面的に異議を唱える見解は余り見られない⁴⁷。

立法が具体化し、性犯罪者に特化したGPS電子監視制度を念頭に置いた議論においても、本法に基づく制度には反対しつつも、異なる形で電子監視の制度は容認する見解が見られる。韓南大学のユン・ヨン Chol 教授は、本法の電子監視制度は、対象を一部の性犯罪者に限定していることによる平等原則違反、対象者やその家族が社会共同体から阻害されたり、社会的差別を受けたりすることによるプライバシーや人格権の侵害、刑罰執行後の電子監視は事後的保安処分的一种とはいえ現実には懲罰的性格が強い実質的な刑罰に当たる二重処罰の禁止違反、社会防衛を目的とした社会統制の拡大、目的と手段の適合性・必要性を失しているという比例原則違反、再犯予測の不確実性といった理由から、本法に基づく電子監視制度は廃止すべきであると主張する⁴⁸。ユン教授の見解は現行制度に最も批判的な主張の部類に入るが、そうしたユン教授でさえも、電子監視の制度そのものを完全に否定するわけではなく、一年未満の短期自由刑の代替刑、遵守事項違反時の保護観察取消しに対する代替的措施、集中的保護観察制度（韓国では制度化されていない）における遵守事項の確認手段、仮釈放の早期化による過剰収容緩和と再犯防止のための措置として電子監視を導入すべきであると主張する。但し、単なる保護観察の遵守事項として電子監視を導入するのは、社会統制の拡大を招くだけであるので許されないとし、仮釈放対象者に対する電子監視は本法で導入されたが、これも現在の仮釈放に対する追加的措置であり、懲罰性の強化であるとして、現在よりも仮釈放を早期化し、自由刑の一部代替としての電子監視に限って認められるべきであると主張する。

高麗大学のキム・イルス教授が二〇〇五年に研究者や実務家（判事と検事）を対象として行ったアンケート調査でも、電子監視の導入について肯定意見が比較的多く見られる⁴⁹。興味深いのは、電子監視の中でも最も賛成意見が多かったのが保護観察中の遵守事項違反に対する措置としての電子監視で、回答者の七八%が賛成しているが、その次が刑執行終了後の保安処分としての電子監視（現行制度）で賛成者は六九%に及んでおり、新しい刑

罰としての電子監視（三七％）や仮釈放中の電子監視（四四％）よりも支持率が高かったことである。

一方、本法の電子監視制度を取りあえず是認しつつも、将来的には、処遇や治療に重点を置いた制度に発展させていくべきであるとする見解も見られる。嶺南大学のキム・ヘジョン教授は、性犯罪者の行動追跡だけを行う犯罪予防制度としての電子監視制度に止めるのではなく、刑事施設等から釈放された性犯罪者に対し監督や援護といった処遇や治療を行う総合的な保安処分制度である行状監督制度を整備し、その中へ電子監視制度や音声監督システムによる外出制限命令制度、身上情報登録・閲覧制度などを統合していくべきであると主張する。⁽⁵⁰⁾ 韓国では、先に紹介した通り、精神障害やアルコール・薬物依存をもった犯罪者のみならず、小児性愛や性的虐待症をもった性暴力犯罪者に対する保安処分としての治療監護処分があり、処分の仮終了等により治療監護所から釈放された場合の保安処分としての保護観察処分制度が既にあることから、キム教授の主張する行状監督は、これに加えてか、これと統合する形かは明らかでないが、少なくとも現行制度にはない、刑罰たる懲役や禁錮の執行が終了した後、再犯の危険性がある性犯罪者に対して社会内での処遇や治療を行う保安処分としての行状監督を設けるべきだという見解であると思われる。こうした行状監督には、①住居又は職場の届出と転居又は滞在地を離れる場合の許可、②再犯の機会となるような特定の人物との接触禁止、③再犯の機会又は刺激となるような特定の場所への立入禁止、④犯罪行為に悪用されるおそれのある特定の活動禁止、⑤子どもを対象とした性犯罪者の場合、児童関連の職業への就職制限、⑥一定間隔での保護観察官との面接、⑦職業補導、⑧継続的な治療処遇、⑨アルコールや薬物依存等に関する受講、などの特別遵守事項を設け、その違反には罰則を設けるべきであるとする。これによって、現行の性犯罪者身上情報登録制度は行状監督における遵守事項のなかに吸収されるが、閲覧制度については、遵守事項には含めず（そもそも犯罪者への遵守事項とは性質が異なるものと思われる―筆者注）、再犯の危険性がある場合、登録の対象者より範囲を限定して、例外的に許容すべきであるとする。

IV 施行状況と再犯

1 適用事例

(1) 仮釈放対象者

本法は二〇〇八年九月一日から施行されが、最初に電子監視が適用されたのは仮釈放対象者であった。韓国法務部によれば、二〇〇八年九月三〇日に全国二二箇所の刑務所から仮釈放された性暴力犯罪受刑者五三名に対し電子監視のための装置が装着されたことが報じられたが、対象者の平均刑期は四年六月で、刑期八年以上も五名含まれているという。⁽⁵²⁾ 電子監視は仮釈放後の保護観察期間中のみ行われるため、電子監視の期間も短く、平均二か月で、長くても六か月であるとされる。

さらに、法務部は、今回の仮釈放における電子監視対象者の選定に際し、電子監視より満期釈放を希望した受刑者一〇名を対象外としたことを明らかにしている。

(2) 大邱地方裁判所西部支部二〇〇八年一〇月九日判決⁽⁵³⁾

同年一〇月に入ると、裁判所における電子監視命令の言渡し事例が見られるようになっていく。なかでも、二〇〇八年一〇月九日、大邱地方裁判所西部支部において判決言渡しのある強姦及び性暴力犯罪処罰及び被害者保護法違反等被告事件が最も早い適用事例であるようである。被告人は五七歳のポイラー設備業者で、隣家に住む八歳の女子児童を二度に亘り強姦したほか、当該被害児童宅を訪れた友人二名に対して別の機会に強制わいせつを、また他の児童に対して準強制わいせつを行った計五件の罪で起訴されていたが、同支部刑事第一部は、公訴事実を全て認め、被告人に対し懲役三年と電子監視命令三年を言い渡した。五件の犯行は全て一三歳未満の

者に対する性暴力犯罪であるため、電子監視命令には被告人の前科は必要なく（法五条一項四号又は三号）、性暴力犯罪の再犯の危険性については、被害者の供述や請求前調査報告書から認定される被告人の犯行当時の行動、犯行方法と経緯、現在の態度、犯行の回数、幼い児童に対する被告人の態度等から再犯の危険性を認定している。なお、犯行は二〇〇二年から二〇〇七年までの間に行われ、全て本法施行前の事件であるが、本法はその附則において、法施行前の性暴力犯罪に対しても適用するとの趣及規定を置いている（附則二条）。

(3) 釜山地方裁判所二〇〇八年一月三十一日判決⁽⁵⁴⁾

釜山地方裁判所でも、二〇〇八年一月三十一日、性暴力犯罪の処罰及び被害者保護等に関する法律違反（強姦等致傷）及び特定犯罪加重処罰等に関する法律違反（未成年者特殊略取・誘拐）被告事件において電子監視命令の言渡しが行われている。被告人は五二歳の建設労働者で、同年八月に釜山市内の地下鉄駅で帰宅途中の女子児童（六歳）を自宅に誘い込み、性器への身体の一部挿入行為等により起訴されていたが、釜山地方裁判所第五刑事部は、被告人に対し懲役五年とともに、電子監視命令三年及び性犯罪者登録情報閲覧五年を言い渡したものである。さらに、電子監視命令の遵守事項として、(1)被告人の住所地为管轄する市・群・区及びそれらと隣接する市・群・区に所在する小学校、幼稚園、保育園及び子どもの保護区域（所謂、スクールゾーン）への一年六月立入禁止、(2)保護観察所が実施する性暴力治療プログラムの八〇時間の受講が付加されている。

被告人には、一九九六年の特定犯罪加重処罰等に関する法律違反（未成年者わいせつ目的誘拐）による懲役三年の前科と、一九九九年の同法違反（未成年者わいせつ目的略取）による懲役四年の二つの性暴力犯罪の前科と公文書偽造による懲役一年二月の前科があるため、電子監視命令の要件として法が要求する性暴力犯罪による二回以上の懲役の計三年以上の実刑と刑の執行終了から五年以内の性暴力犯罪の再犯という要件（法五条一項一号）を

満たす。

また、性暴力再犯の危険性については、右記の二回の同種前科があるのみならず、そのいずれもが一三歳未満の被害者に対する犯行であり、犯行内容も類似していることから、女子児童に性欲を感じる性的傾向が相当程度膠着していること、最初の性暴力犯罪に対する懲役三年の執行を終え、満期釈放となったその翌月に再び二回目の前科となった犯行に至っていること、三回目の文書偽造による懲役一年二月の執行が終了し、満期釈放となった二〇〇六年七月から法律上の累犯に該当する期間内（三年以内）に本件犯行に及んでいることから認定している。更に、判決によれば、本件被告事件において、検察官が提出した、K S O R A S (Korean Sex Offender Risk Assessment Scale) と呼ばれる性犯罪者の再犯尺度による診断結果（一三点以上であれば再犯危険性が「高」と見られるが、本件被告人は一九点）と P C L - R (Psychopathy Checklist - Revised) という精神病質チェックリストの診断結果（二五点以上で「上」であるが、本件被告人は二九点）をそのまま採用し、被告人には歪曲した性価値観と高い精神病質傾向があり、再犯危険性が極めて高いと認定している。

(4) その他の裁判例

このほか、報道によれば、清州地方裁判所忠州支部において、図書館の児童閲覧室において六歳の女子児童を二度に亘り姦淫した三五歳の被告人に対し懲役一年、身上登録と閲覧五年に加え、電子監視命令二年を言渡した例（被告人には性暴力犯罪による前科はないが、事件の前年、九歳の児童に対する強制わいせつの被疑事実で捜査対象となるも、被害者の告訴が取り消されたため、事件が終結するに至る⁽⁵⁵⁾）、仁川地方裁判所において、喫茶の女性経営者（五〇歳）を強姦するため暴行し、死亡させた強姦致死により、四二歳の被告人に対し懲役二〇年と電子監視命令五年を言渡した例（被告人には特殊強姦罪による懲役六年と強姦傷害罪による懲役三年の前科があり、今回の犯行は

前回の刑の執行から釈放されて四か月目の犯行⁽⁵⁶⁾、春川地方裁判所原州支部において、八歳の児童に対する強姦により四七歳の被告人に懲役七年と電子監視命令一年を宣告した事例⁽⁵⁷⁾、大田地方裁判所において、同居の女性を二年一回に亘り姦淫した罪により三六歳の被告人に懲役五年、電子監視命令三年を言渡した事例⁽⁵⁸⁾、春川地方裁判所で、一九歳の女性宅に侵入して強姦したほか、他の女性宅にも侵入して金品を窃取したうえ、強姦は未遂に終わった、二七歳で大学生の被告人に対し懲役九年と電子監視命令三年を宣告した例（被告人には性暴力犯罪の前科あり⁽⁵⁹⁾）などが報告されている。

2 施行状況に対する暫定的評価

法律が施行されてからまだ間もないため、本法の施行状況について評価を加えるには時期尚早であるが、上記の裁判例から幾つかの特徴や問題を伺うことができる。

(1) 刑罰の刑期と電子監視命令の期間

電子監視命令の期間は一年から三年が中心となっており、強姦致死により主刑が懲役二〇年の事案において電子監視命令五年が言渡されていることから、法律上、電子監視命令は最高一〇年まで科すことができ、しかもわざわざ本法施行前の一部改正により電子監視命令の長期を五年から一〇年に引き上げたにもかかわらず、法施行当初の裁判例からは、こうした長期の電子監視命令を科すケースは見られない。しかも、刑罰と保安処分では性質も付加基準も異なるが、主刑たる懲役刑が長くと、保安処分の電子監視命令も長くなる傾向にある。そうであるとともに、前記の裁判例からもわかるように、韓国における刑法犯としての強姦や強制わいせつといった性犯罪の自由刑の量刑は五年未満が九割を占め、性暴力犯罪の処罰及び被害者保護等に関する法律違反に対する刑期

別の統計は公表されていないが、特定犯罪加重処罰等に関する法律違反でも九五%が五年未満の刑であることから⁶⁰⁾、今後、法定刑の引き上げに伴う重罰化の傾向が出てくるとしても、主刑が懲役三年から七、八年といったものが多いとすれば、電子監視命令も八年や一〇年と言った極端に長いケースは余り見られないのではないかと推測される。

(2) 仮釈放対象者の電子監視

仮釈放対象者に対する電子監視は、仮釈放後の保護観察の間に限って行われるため、我が国と同様、残刑期間主義を採り、平均刑期の長くない韓国でも、仮釈放後の残刑期間は短いため、性暴力犯罪の仮釈放対象者に対し電子監視を行う場合でも、その期間は極めて短い。実際、仮釈放対象者に対する最初の電子監視の適用例でも、その期間は平均二か月に過ぎず、最も長い場合でも六か月であるとされる。

そうなると、これほど短い間での電子監視にどの程度の抑止効果があるか疑問であるし、ましてや本法での電子監視が、単に社会内での監視に止まらず、対象者の処遇を併せて行うことで、性暴力犯罪者の改善更生を目指すものであるならば、僅か数か月足らずの電子監視と保護観察でこうした目的を達することには限界があるように思われる。

また、仮釈放の選考対象となりながら、電子監視を受けたくないがため一〇名の受刑者を仮釈放と電子監視の対象外としたというが、今後、こうした受刑者が数多くでることになれば、仮釈放制度の趣旨が活かされないばかりか、満期釈放になり、電子監視は勿論、保護観察も行われず、再犯の危険が高まるということにもなりかねない。仮釈放の拒否を許さざるを得ない以上、こうした事例は今後も出ようが、これは満期釈放者に対する特別な保護観察制度の創設や電子監視の在り方との関係で問題となろう。

(3) 再犯の可能性に対するアセスメント

釜山地裁の裁判例では、K S O R A S と呼ばれる性犯罪者の再犯尺度による診断や P C L ・ R という精神病質チェックリストの診断の結果が証拠として提出されている。前記の裁判例のなかには悪質な常習犯や犯情の重い前科者があり、再犯の可能性を認定し易いケースもあるが、こうした科学的な測定方法が今後の裁判でも活用され、検証と再犯調査の知見が蓄積されていけば、一定の精度を保つことはできるであろうと思われる。

(4) 遵守事項の在り方

釜山地裁の裁判例では、電子監視命令と共に教育関係機関やスクールゾーンへの立入禁止と受講命令が遵守事項として設定されているが、このうちの立入禁止については、被告人の居住する市・群・区とそれに隣接する市・群・区に限られている。しかし、これでは、少し離れた地域に交通機関で行き、学校や幼稚園などに立ち入っても遵守事項違反ということにはならないので、こうした遵守事項の是非はともかく、内容としては些か中途半端の感を拭えない。もつとも、対象者が制限区域に立ち入り、その情報が中央官制センターを通じて担当の保護観察官に伝わっても、実際に現場に向かうまでには一定の時間を要するので、本人への心理的抑制が働かず、遵守事項違反を覚悟した電子監視対象者の犯行を事前に予防することは不可能に近いというのは、電子監視制度の限界としてよく指摘されることである。

3 再犯事例

本法は二〇〇八年九月一日から施行されたばかりであるが、施行から二か月の時点で既に初の再犯事件が発生

するに至っている。

報道によれば、韓国における最初の電子監視対象者となった仮釈放者の一人が、同年十一月六日、強姦の被疑事実によって警察に逮捕された⁶¹⁾。被疑者は二九歳の男性で、強盗と性暴力の罪で六年の刑が確定し、刑事施設に収容されたが、刑期終了まで四月余りを残し、九月三〇日に電子監視装置装着のうえ仮釈放となった。事件は、仮釈放から一か月余りしか経っていない十一月四日、商店街ビルの屋上において電話注文した珈琲を配達してきた二四歳の女性をその場で強姦し、現金六万ウォンを奪ったというものである。

警察が性犯罪の前科者リストを照合したところ、被疑者が捜査線上に浮かび、被疑者が仮釈放後電子監視の装着を義務づけられていることが判明したことから、保護観察所を通じて電子監視による被疑者の行動記録を調べた結果、犯罪発生時刻に事件現場にいたことが確認されたため、被疑者検挙につながった⁶²⁾という。

捜査担当者の談話として伝えられたところによれば、被疑者は、仮釈放後の電子監視により、二四時間常に監視されているという心理的圧迫に苦しめられており、同居の父母や兄弟は電子監視の事実を知っていたものの、知人等には知られないよう極度に警戒していたとされる。自宅に籠もりがちで、午後まで寝ては、起きても家で時間を潰すといったような閉鎖的で、単調な生活を送っていたようである。そうしたところ、犯行当日、気分転換に散歩に出た先で酒を買い、公園で飲み、酔った後に犯行場所に赴いている。

こうした一件の再犯事件だけから電子監視制度の是非を論ずることは妥当でないことは勿論であるが、今後の議論において参考になる点はある。第一に、本件被疑者は、過去に同種の性犯罪を犯し、比較的長期の刑を受けていながら、釈放後短期間の間に再犯に及んでいる。しかも、本件被疑者が前刑に服する原因となった犯罪も、喫茶店（韓国には電話で珈琲等を指定場所まで配達する茶房と呼ばれる喫茶店がある）の従業員に対する性犯罪であり、しかも、前回の犯行場所は、今回の犯行場所から直線距離にして三〇〇メートルしか離れていなかったとさ

れる。統計上、性犯罪者の同種再犯率はさほど高くはないが、幼児性愛者を含め、性犯罪者の中には犯罪傾向の著しい者がいることは事実であるし、本件もそうした性犯罪者の再犯傾向を強く示唆するものである。

第二に、報道による限り、本件の被疑者は、仮釈放となり、電子監視の対象となつてから、相当の心理的負担を負っていた様子が伺える。この事実は、政策的に二つの評価が可能である。一つは、電子監視が対象者に対する心理的抑制、特に犯罪に対する心理的抑制になり得る可能性であり、もう一つは、電子監視が対象者に過剰な負担をかける余り、社会復帰に支障を生じさせる危険性である。しかし、電子監視が対象者に与える精神的負担と犯罪抑制とは次元が異なり、実際に本件でも電子監視対象者が再犯を犯してしまったことから、前者の評価はやや説得力に欠ける。一方、本件では、対象者が電子監視装置を装着していることを知人に知られたくないため、家に籠もりがちとなつて、自堕落な生活に陥り、その憂さを晴らすため、(特別遵守事項で制限されていた可能性のある)飲酒に及び、その結果、犯行に至っている。再犯防止と社会復帰を促すための電子監視が、却つて社会復帰を阻害する結果となる危険性があることを本件は示している。

第三に、本件被疑者は、犯行後、明け方まで飲酒し、午後まで休んだ後、保護観察所に出頭して、保護観察で面接と処遇を受けている。保護観察の遵守事項として毎週一回ずつ保護観察所で面接処遇を受けることが義務づけられていたようであるが、その処遇が十分に機能し得なかつたか、十分な処遇が行われていなかったことにならう。再犯はともかく、犯行前の被疑者の生活態度はとても保護観察対象者のものとは思えないほど荒れたもので、性犯罪者処遇プログラムといったもの以前に、きちんと保護観察官等が往訪して指導していれば、対象者の生活状況を確認でき、精神的負担などに対しても相談・対応ができたはずである。このことは、電子監視だけでは、性犯罪者の更生や社会復帰を果たすことができないことを示唆しているように思われる。

最後に、電子監視による対象者の行動記録が、性犯罪再犯者の捜査には有効であることである。本件では、最

初に前科者リストから被疑者が捜査上に浮かんでおり、電子監視の記録を用いずとも、犯人に辿りつけた可能性が高いが、同記録が捜査や公判での重要な証拠となり得ることは確実である。そして、電子監視対象者が確実に検挙されるということになれば、やや迂遠ながら、将来、電子監視の対象者に対する犯行抑制効果も期待できる。

V 小 括

以上、韓国で導入されたGPS電子監視制度についての概要と施行直後の運用状況を紹介したが、同制度には幾つかの特色があることが明らかとなった。

1 韓国の裁判所が言い渡す電子監視命令は、性暴力犯罪者が再び性暴力犯罪を犯す危険性が認められる場合に裁判所が司法処分として科す保安処分であるが、単に性暴力犯罪者の社会内での監視のみを目的としたものではなく、性犯罪者の矯正を通じた更生と社会復帰をも目的としている。

2 電子監視命令は一定の性暴力犯罪で起訴・有罪となったものに対して裁判所が科すものであるが、電子監視命令を言渡されていない性暴力犯罪の仮釈放者に対しては、裁判所による命令なしに、保護観察期間中、遵守事項違反の有無を確認するため、電子監視が義務的に行われる。保護観察附執行猶予対象者に対しても裁判所の命令で電子監視を行うことができるが、これらの電子監視は、保安処分ではなく、刑罰の執行における付随処分として行われるものと考えられる。

3 一三歳未満の者に対する性暴力犯罪を除き、電子監視には性暴力犯罪の前科・前歴が要件とされ、対象に制限が加えられているが、仮釈放や保護観察附執行猶予対象者には、こうした要件や実質的要件たる再犯の可能性

性が必要とされていない。

4 電子監視命令の長期一〇年であるが、アメリカ・フロリダ州等のように終生の電子監視を行うものではなく、法施行当初の運用でも、言い渡された電子監視命令は一般に一年から五年と短い。一方、仮釈放や保護観察附執行猶予対象者に対する電子監視の期間は保護観察期間に限定されているため、特に仮釈放対象者の場合は電子監視の期間が短い。また、電子監視命令の仮解除の制度もある。

5 裁判所による電子監視命令には外出制限や立入禁止などの遵守事項を付加することができるが、仮釈放や保護観察附執行猶予の対象者に対する電子監視においては、保護観察における特別遵守事項として外出制限や立入禁止などを付加することができる。

6 電子監視対象者の行動追跡は、民間企業に委託せず、保護観察所に置かれた官制センターにおいて保護観察所の職員が直接行っている。

7 実質的要件たる性暴力犯罪の再犯の可能性については、実務上、性犯罪者の再犯尺度や精神病質チェックリストを用いて診断しているところもある。

以上、本稿では、韓国の電子監視制度の分析を中心に行った。しかし、もし韓国のように保安処分としての電子監視ということになれば、保安処分の制度をもたない我が国の場合、電子監視制度の是非以前に保安処分自体の是非を論じなければならぬことになるが、こうした議論の方向性が妥当であるのかがまず検討されなければならない。もし保安処分自体が認められないとすれば、韓国のように仮釈放や執行猶予に伴う保護観察における遵守事項の履行を確認・確保するための手段として行うことが考えられるが、その場合、韓国のような外出制限や立入禁止・接近禁止のような遵守事項を設定することが、対象者の自由や権利の制限の観点から許容される余

地があるのか、許容されるとすれば、どのような手続と機関により行われる必要があるのか、などが検討されなければならない。これら我が国における電子監視制度導入の是非と問題点については、次稿において、韓国やアメリカの状況も踏まえながら、改めて考察することにした。

しかし、韓国では、性犯罪者に対する刑罰や保安処分、被害者保護、性犯罪者の身上情報登録・閲覧制度など様々な性犯罪者対策が講じられてきており、今回の電子監視制度もそうした従来からの諸施策に加えて導入されたものであって、何も突然、こうした立法が行われたわけではないことに留意する必要がある。性犯罪被害の予防や性犯罪者の再犯防止のため総合的な見地から制度や施策の在り方を論じ、電子監視制度も、性犯罪者に対する釈放制度や社会内処遇の在り方を模索する議論の一環として検討が行われるべきであって、拙速にも電子監視制度の導入だけを焦点とした論議がなされることがあってはならないであろう。

- (1) 太田達也「我が国における性犯罪者の再犯防止対策―現状と課題―」警察政策フォーラム『これからの性犯罪対策』(二〇〇八年九月二〇日) 報告。
- (2) 同プログラムについては、「特集 性犯罪者処遇プログラム―矯正施設・保護観察所の今後と取組―」法律のひろば五九巻六号(二〇〇六) 四頁以下等参照。
- (3) 自由民主党「地域の絆を再生し、世界一安全な国へ」―世界一安全な国をつくる八つの宣言―(二〇〇八年四月一八日)。
- (4) 法制審議会被收容人員適正化方策に関する部会第九回議事録(平成一九年九月二七日)等。
- (5) 「性犯罪の再犯を許すな」朝日新聞二〇〇六年九月二九日三頁、「子どもを守る―三氏に聞く―」朝日新聞二〇〇五年一月二四日一三頁。
- (6) 韓国の電子監視制度を紹介したものととして、白井京「韓国における性犯罪者の再犯防止対策―情報公開と位置追跡電子装置―」外国の立法二三四号(二〇〇七) 二〇七頁以下、李東熹「韓国の性犯罪前歴者対策について―法制及

- 律」— 性犯罪者に対する身上公開制度の概要と若干の考察」犯罪と非行 133号 (2002) 104頁以下に、また改正後の身上情報登録・閲覧制度については、白井京・前掲注 (6) 200頁以下に紹介がある。
- (23) 第12次公開までの統計については、다가경수법원위원회, 제12차 청소년 대상 성범죄자 신상공개 관련 통계자료 (2007) 33면. 最後の第13次公開については、대한부림 청소년성범죄자 사전공개, 동아일보2007년11월21일.
- (24) 법무부교육관리학과, 정인, 성폭력사범 등에 대한 외출제한명령제도 확대 적용(2006). なお, 外出制限命令の期間は三月から一年未満を原則とし、音声監督システムによる在宅確認の回数は、開始から三月までは週10回以上、三月から六月までは週5回以上、六月以降は週2回以上とされている。
- (25) 法務部・전계주(20)193면.
- (26) 韓国の性犯罪被害者保護施策については、太田達也「韓国における被害者支援と修復的司法の現状と展望」警察学論集五八巻八号 (2005) 111—116頁. 同「被害者支援を巡るアジアの最新事情」『宮澤浩一先生古稀祝賀論文集—第一巻犯罪被害者論の新動向』(2000) 成文堂三五九—四二六頁.
- (27) 아동 성폭력 방지 위한 ‘화학적 거세 법안’ 제출, 중앙일보2008년 9월 9일.
- (28) 특정 성폭력범죄자에 대한 위치추적 전자장치 부착에 관한 법률안(박세환의원 대표발의)의 안면호 2235, 2005. 7. 14. 6면.
- (29) 범죄사법위원회 (김중두), 특정 성폭력범죄자에 대한 위치추적 전자장치 부착에 관한 법률안 (박세환의원 대표발의) 검토보고, 2005. 9. 6면.
- (30) 범죄사법위원회 (김중두)·전계주(29)5-6면.
- (31) 특정 성폭력범죄자에 대한 위치추적 전자장치 부착에 관한 법률안·전계주(28).
- (32) 범죄사법위원회 (김중두)·전계주(29)10면. *주요입법* 国会提出前건논쟁사 党が開催した電子監視制度導入に關する討論會に示された草案には「五歳以下とされた。한나라당, 정책위원회 제 6 정조위원회, 전자위치확인제도 도입 대토론회 (2005) 37면.
- (33) 범죄사법위원회 (임인규), 특정 성폭력범죄자에 대한 위치추적 전자장치 부착에 관한 법률 일부개정법률안 (박세환의원 대표발의) 검토보고, 2008. 5. 3면.

言渡しでなければ執行猶予が可能であるなど、我が国と制度上の相違もある。

(47) 例え34' 金龍俊, 電子監視制度에 의한矯正의 研究 (下), 矯正202호(1993)71면이하, 과 명진, 保護觀察者電子監視의 現況과展望, 韓國公安行政學會報 6 号(1997)75면이하, 김 혜정, 전자감시제도의 적용가능성에 대한 검토, 刑事政策12권 2호(2000)107면이하, 박 영규, 刑행 구금제도의 새로운 형태로서의 전자감시제도와 가택구금의 도입가능성 문제, 保護觀察 4호(2004)134면이하.

(48) 윤 영철, 우리나라의 전자감시제도에 관한 비판적 소고 — ‘특정 정복면면죄자에 대한 위주적 전자감시 목적에 관한 법률’을 중심으로—, 형사정책연구19권 3호(2008)201면이하. 킴·민첸호教授는, ‘自宅拘禁의 手段으로서의 電子監視으로서의 第一世代의 制度를 前提として 있는 節があり’, そのためか, 電子監視は基本的に自由刑の代替手段であって, 社会統制を拡大する制度は如何なるものも許されないう強い姿勢をみる。

(49) 김 인수, 범죄인 전자감시에 관한 연구 (요약), 보호관찰 5호(2005)79 - 86면.

(50) 김 혜정, 정복면면죄자 형소 후 감독제도 도입과 방안, 형사정책연구19권 2호(2008)147면이하. 但し, ‘키ム教授も、二〇〇五年の法案上程頃の論文においては、電子監視は、対象者に与える精神的・心理的負担が大きく、アメリカのような長期(終生)の電子監視制度も制度が施行されて間もないことから、その効果や影響については未確定であり、韓國のように二重処罰等の批判から保安処分が保護監護処分が廃止されたばかりの状況では、まず重大な性犯罪事件や子どもを対象とした性犯罪事件の犯罪者にその対象を限定し、期間も五年とするなどとして、段階的に実施し、その成果をみながら慎重に導入してゆくべきである」とも述べている。 김 혜정, 정복면면죄자에 대한 전자감시 적용가능성에 관한 검토, 형사정책연구16권 3호(2005)252 - 262면.

(51) 정복면면 전자감시 제도 첫 부칙 대상자 53명 선정, 조선일보2008년 9월 29일, 정복면면죄자 53명 ‘전자감시’ 첫 부칙, 연합뉴스2008년 10월 1일, 五三三名の内訳は, 仁川一名・ソウル・大邱・水原各七名, 釜山六名, 大田・全州・昌原各三名, 光州・議政府各二名, 蔚山・濟州各一名となっている。

(52) 가석관 정복면죄자 53명 전자감시 처음 적용다, 중앙일보2008년 9월 29일.

(53) 대구 지방법원서부지원2008. 10. 9판결, 2008고합50, 2008전고 3 (병합).

(54) 부산지방법원2008. 10. 31판결, 2008고합554, 2008전고1.

- (55) 아동 성추행범에 중부 첫 전자발찌 부착 명령, 법률신문2008년10월01일.
- (56) 40대 상습 성폭행범 '전자발찌' 5년 부착 명령, 세계일보2008년10월24일.
- (57) 도내 첫 '전자발찌' 명령, 조선일보2008년10월26일.
- (58) 대전, 충남 첫 전자발찌 부착명령, 조선일보2008년11월 3일.
- (59) 부녀자 성폭행 20대에 전자발찌 부착명령, 조선일보2008년11월 7일.
- (60) 拱養莊總監·전계주(8)225면.
- (61) 전자발찌 차고도 성폭행, 조선일보2008년11월 6일.
- (62) 전자발찌 이리 게 세밀할줄은...강주성폭행 사건 뒷이야기, 조선일보2008년11월 8일.